

特記仕様書

本仕様書は、千葉市が受注者に対し委託する「新清掃工場周辺整備下刈業務委託」に適用する。
また、本仕様書は業務の基本的な内容を示すものであり、本書に記載されていない事項であっても、受注者は、千葉市が業務遂行上必要と認める作業は実施するものとする。

1 委託名

新清掃工場周辺整備下刈業務委託

2 履行場所

千葉市若葉区北谷津町地内（建設中の北谷津新清掃工場(仮称)隣接地）

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

4 委託目的

令和7年度に「北谷津の森・新清掃工場周辺整備基本計画」に基づき供用を予定している「オートキャンプ場等」の整備・運営事業者を募集するにあたり、応募事業者に対し現地説明会を開催するため、下刈を実施するもの。

5 業務範囲及び内容 ・ ・ ・ 別紙 「位置図」、「作業範囲図」 参照

(1) 下刈（アズマネザサ等）

伐採面を地面に近い位置とすること。（可能な限り、突出した部分が発生しないように作業を行う）

(2) 発生材の処理

(1) で発生した刈草や枝葉は敷地内の複数箇所へ分けて集積する。

(3) 作業実施時には作業前、作業中、作業後に写真撮影し、成果物として提出すること。

なお、撮影年月日、作業状況がわかるよう撮影（作業前後同じ画角とする等）すること。

6 業務実施における注意事項等

(1) 作業中は常に安全を心掛け、必要に応じて安全対策を施すこと。また、歩行者、自転車及び自動車の、安全で円滑な通行を確保するよう十分配慮すること。

(2) 作業従事にあたり、熱中症対策等を必ず実施すること。

(3) 作業に当たり、現地作業日時等について千葉市と協議すること。また、作業に伴い車両の進入が必要となる場合、千葉市と事前に十分に調整すること。

(4) 本業務を遂行するにあたり必要な機材、人員、その他の経費は受注者の負担とする。

(5) 測量業務において設置されている基準点（木杭）及び境界標（石杭）は、移動や破損しないよう十分注意すること。移動や破損があった場合、速やかに監督員に報告し、指示に従うこと。

7 提出書類

- (1) 受注者は契約締結時及び契約締結後速やかに次の書類を提出し、着手すること。
 - ア 誓約書（契約締結時）
 - イ 積算内訳書（契約締結時）
 - ウ 契約書（契約締結時）
 - エ 着手届
 - オ 現場代理人届
 - カ 主任技術者選任届、主任技術者経歴書
 - キ 作業計画書
- (2) 提出した書類の内容を変更する必要がある場合は、ただちに変更届を提出すること。

8 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項については千葉市及び受注者双方が協議し定めるものとする。